

粉飾抑制にむけた制度づくり

—企業と監査法人のジレンマ解消の実現—

1160463 平井 衿早

高知工科大学マネジメント学部

要旨

近年、カネボウやオリンパスなどの一度は耳にしたことがある日本企業が粉飾を起し、ニュースや新聞で大きく取り沙汰されている。

粉飾の事例を見ると、そのほとんどで企業の粉飾を防ぐ監査が機能不全になっている。監査が機能し、粉飾が抑制されるためにはどのような制度が必要か追求する。

このために歴史からはじめ、監査が誰のためのものなのかを考察した。その結果、企業会計における監査が始まったイギリスやその後移入したアメリカ、そして日本でも、利害関係者保護目的として発展している。

それらをふまえて日本では、監査人の独立性について3つの法で規定されている。それにも関わらず監査が機能不全に陥るのは、被監査側である企業が監査人を選び、監査の業務の対価として報酬を支払うという関係性に問題がある。独立した立場でより質の高い監査を行うためには、この関係性を断ち切る必要がある。

監査人の選任と監査報酬にかかわる先行研究がいくつかあるが、それらを検証した結果、公認会計士協会が選任権を持つのが最も実現可能であると考えた。例として国選弁護人が選ばれる仕組みを参考にし、企業が公認会計士協会に依頼し、公認会計士協会が監査人を選任・報酬決定を行うものである。しかしこれを実現するためには法律改正の障壁があり、慎重な制度設計が必要である。

章立て

はじめに

第1章 粉飾決算とは

1.1 粉飾決算の定義と実情

第2章 粉飾事例と考察

2.1 a. カネボウ

2.1 b. エンロン

2.1 c. ライブドア

2.1 d. オリンパス

2.1 e. 東芝

2.2 考察

第3章 監査発展と監査制度

3.1 監査の概要

3.2 監査発展の概略

3.3 監査報酬制度

3.4 監査人の独立性

第4章 監査人の独立性確保に向けて

4.1 先行研究

4.2 公認会計士協会による監査人選任

おわりに

参考・引用文献

はじめに

新聞やニュース等で企業不祥事の報道を今までに何度か見かけたことがある。その中でも講義でアメリカの企業であるエンロン社が起こした大規模粉飾について少し学ぶ機会があり、初めて粉飾がどのようなものであるかを知った。企業が利益追求の為に業務や財務諸表の記載における虚偽を行っても、適正な企業業績を利害関係者に報告するという義務がある以上、通常それらを隠し続けることは難しい。発覚によってこうむる損害など大きなリスクを背負いながら粉飾を起すことに、メリットはあるのか疑問に感じた。また、これまでにニュースで見かけた報道では、粉飾後数年経過して発覚したものが多く、利害関係者が受ける損害も大きいものが多い。なぜこうした粉飾を早期に発見することができないのか。

これまでの粉飾の事例、法や制度の変遷をたどりながら、機能不全に陥っている問題を発見し、今後どのような法や制度があれば粉飾を最大限に抑止することができるのか提案を試みる。

第1章 粉飾決算とは

1.1 粉飾決算の定義と実情

平成 27 年度マネジメント学部卒業論文概要

粉飾決算とは、企業会計で、会社の財政状態や経営成績を実際より良く見せるために、貸借対照表や損益計算の数字をごまかすことである。粉飾決算の対義語として逆粉飾があるが、これは課税回避などを目的として、利益を実際より少なく見せる決算のことである。粉飾決算をしてしまうと、会計リスクともいわれる、商法上の罪に問われたり、証券取引所に上場している企業なら上場廃止など、企業そのものの信用が失われる。それがきっかけとなり倒産してしまうこともある。

粉飾の一般的な手口は、財務諸表でいうと、資産では棚卸資産や固定資産を過大見積するなどの不適正な評価があり、負債では借入金・未払金、保証債務の隠蔽、費用では、費用自体を資産として処理したり、発生した費用を計上しないことがある。収益では、売上の架空計上、つまり不正販売とも呼ばれる循環取引（商品を実際には動かさずに伝票上だけで売買し、複数の企業間で転売していく取引）や押し込み販売（ある得意先に商品を購入したように仮装し、商品をその得意先に実際に納品する）、値引きなどによる売上債権の架空計上がある。資産では、棚卸資産や固定資産を過大見積するなどの不適正な評価が挙げられる。

（図表一）粉飾で取り上げられた事例

年代	企業名	粉飾額
1965	山陽特殊鋼	75億円
1973	東芝	21億円
	日本塾学	50億円
	東邦産業	7億7700万円
1976	富士貯蓄信用組合	8億円
1978	不二サッシ工業・販売	430億円
	手塚興産管財人	2億4000万円
	三洋製菓	10億円
1979	大光相互銀行	242億円
1980	大陽商銀	329億円
1981	東洋信販	40億円
1983	大沢商会	36億円
1984	大分県権農産協	4億9千万円
	ツツキ	—
1988	松岡織維	—
1988	津久見市農協	2億5000万円
1991	共和	370億円
	山口県信用農協連合会	50億円
1992	日東あられ	723億円
	新得通達公社	1億円
1994	太陽鉄工	185億円
	アイベック	44億2000万円
1995	ニシキ	90億円
1996	三福信用組合	33億6000万円
1997	東海信用組合	—
1998	山一証券	59億円
	三田工業	370億円
	メイト	130億円
	長期信用銀行	3130億円
1999	日本債権信用銀行	1590億円
2000	広島県産業開発公社	15億円
	テスコ	17億円
2001	フラットワーク・エクスプレス	424億円
	サコ	60億円
	そごう	—
2002	タイムリー	7億円
	オクボ	105億円
2003	ケイビー	10億円
	森本組	289億円
2004	アソシエイト・テクノロジ	—
	カネボウ	2000億円
	ライブドア	53億円
2006	日興コーポリアルグループ	189億円
	木村建設	—
2007	サンビシ	—
2008	サード	13億円
	デリサカ	—
	IXI	—
	アイウス	100億円
	プロデュース	68億円
2009	全額社協	63億円
	エフオーアリ	—
2010	モリヤ	25億円
2011	バイオメディックス	—
	ウォーキング協会	—
	オリパス	1178億円
2013	オルヤ	—
	インテックス	—
	イフオシヤルサービス	28億円
2014	本陽商會	1億4300万円
	有山グループウェルホールディングス	10億円
2015	アゴラ・ホスピタリティグループ	—
	東芝	2248億円

日経新聞より筆者作成

粉飾の歴史を見てみると、1965年から現在まで、多くの企業が粉飾をしていることがわかる。この間粉飾抑止にかかわる法が整備されていないというわけではないが、そうした中でも粉飾はなくなっていないという現状から、粉飾を抑止することができない

のは、現在の法や制度の整備が不十分であるためではないかと推測できる。

また、ニュースや新聞等で報道されたものの中には、公認会計士(以下、監査人)の関与が大きく取り沙汰されている。企業を監査するはずである監査人がなぜ粉飾に関与してしまうのか、企業自体もなぜ罪である粉飾決算を行うのか疑問である。次章では、実際に起きた事例を取り上げ、粉飾の手口や手を染めた要因、会計監査人の対応についてまとめ、なぜ粉飾を抑止することができなかったのか考察する。

第2章 粉飾の事例と考察

2.1 a. カネボウ

株式会社カネボウは、1887年に東京綿商社、紡績会社として創業され、戦前は国内企業の中で売上高1位にもなった企業である。戦後は繊維事業から転換を進め、化粧品・製菓・食品など多角的な事業を行ってきた。しかし、2004年から粉飾疑惑が報道され、2005年4月に粉飾が発覚し、1996年の3月期から2004年3月期にわたって9期連続で債務超過だったことが明るみにされた。しかも粉飾自体は1970年代からすでに始まっていたとされている。約30年間におよびる粉飾決算で、その総額は3577億円にもおよびている。

カネボウが行った粉飾決算の手口は、棚卸資産の過大計上や各種費用の過小計上、売上の過大計上など多岐にわたっているが、連結財務諸表上での最大のスキームは、連結外しといわれる手口である。連結外しとは、連結会計に含めるべき子会社を意図的に株式を操作し、連結から外す方法である。それまで日本の企業会計制度では単独の決算が主体だったが、グループ全体の財務実態を明らかにするため、2000年3月期から「連結重視」として連結対象子会社の範囲が拡大された。しかし、カネボウではグループ会社を形だけ取引先に譲渡して自社持ち株比率の引き下げを工作していた。連結外にしたのは損失や負債を抱えた「興洋染織」や「カネボウフーズ名古屋販売」などである。粉飾発覚後、2か月後には上場廃止になった。カネボウは経営再建を図ったが、その後2007年6月をもって解散している。

粉飾に至った動機として、元社長の帆足氏は、「社長就任の直後にすでに約2500億円の債務超過があった」と供述しており、粉飾の風土が長年あったことを明らかにしている。そのため、倒産や上場廃止を防ぎ、自らの保身をするためだったといわれている。また、公正な監査を行う立場であるはずの監査人が、カネボウの粉飾に手を貸していたことも明らかになっている。カネボウを担当していた監査人4人は連結はずしで専門的な助言をしたことや

平成 27 年度マネジメント学部卒業論文概要

連結財務諸表を虚偽作成していた。中でも主任監査人は 12 年間連続して担当していた。それを受けて 2006 年 8 月の東京地裁判決では監査法人の責任について指摘している。その後、カネボウの前社長である帆足氏や前副社長の宮原氏、前常務の嶋田氏の 3 名、監査を担当した監査人とともに証券取引法違反容疑で逮捕され、東京地裁での第 1 審で、帆足氏は懲役 2 年、執行猶予 3 年、宮原氏は懲役 1 年 6 か月、執行猶予 3 年の判決を言い渡された。(井端和男[2015])

b. エンロン

エンロンはアメリカで最も革新的な企業といわれていた総合エネルギー取引や IT ビジネスを行っていた会社である。2000 年度の売上高は、全米第 7 位にもなっている。しかし創業数年後から粉飾決算が始まっていたとされ、2001 年に明らかになり、同年に破綻した。エンロンが行った主な手口は、SPE (Special Purpose Company : 投資事業組合) と呼ばれるものである。

エンロンは、実態のない SPE に多額の損失を押し付け、オフ・バランスシート化していた。SPE は、会社が事業目的で会社とは切り離して設立するものであり、その SPE に会社の資産を売却していれば、会計帳簿から切り離すことができた。(奥村宏、[2006]) SPE の数は 3 千 500 社にも及んでいる。

ではなぜ、そのような数の SPE を作りながらも発覚することがなかったのか。エンロンでは様々なコーポレート・ガバナンスが機能していなかったからだと言われている。CFO であるファストウ氏をはじめとする経営陣は SPE に深く関与し、取引から不正に巨額報酬を個人的に得ていたことが明らかになっている。取締役会は、17 名中 15 名が社外取締役で当時は理想的な顔ぶれであるともいわれていたが、定例会や臨時会を短時間で済ませたり、会議によっては電話で終わらせることもあった。エンロンの監査人であったアーサーアンダーセン会計事務所 (以下、アンダーセン) は、外部監査人として SPE 取引の問題点を指摘し取締役会や監視委員会に報告すべきだったにもかかわらず、逆に SPE 取引に深く関与し、不適切な会計処理をアドバイスして多額のコンサルティング報酬を得ていたことが判明している。(みずほ総合研究所 [2002]) 実際に、2000 年度にアンダーセンがエンロンから受け取った報酬は 5200 万ドルで、そのうち監査報酬が 2500 万ドル、コンサルティングなどの報酬が 2700 万ドルだった。アンダーセンは収入の多いコンサルティング部門を重視して、さらに多くのコンサルティング収入を得るために不正の指導をした可能性が高いと考えられている。またエンロン粉飾発覚後、信用を失ったアンダーセンは 2002 年に解散した。

C-ライブドア

株式会社ライブドアは堀江貴文氏によって創立された企業で、前身となる有限会社オン・ザ・エッジを平成 8 年に設立、平成 12 年には東証マザーズに上場し、その後社名変更をしながら平成 16 年に株式会社ライブドアの社名となった。2006 年 1 月 16 日東京地検特捜部がライブドアの家宅捜索を行い、その 7 日後堀江氏は証券取引法違反の容疑で逮捕された。

ライブドアの粉飾額は、53 億 5000 万円。そのうち、15 億 8000 万円が子会社への架空売上上の計上、残る 37 億 7000 万円が自社株売却益の還流である。この自社株式売却益の売上計上はライブドアの粉飾の代表的な手口である。自社株式売却益とは、自社の株式を売却して得た利益のことで、現代の会計基準では資本取引の分類になる。すなわち、自社株式売却益は貸借対照表に記載され、資本剰余金に計上されなければならない、しかし同社は巧妙な手口を使ってこれを損益計算書に記載していた。この投資事業組合 SPE を用いた手法は、エンロンも使用していたものであったため、日本版エンロン事件とも呼ばれている。

堀江氏らとともに逮捕された監査人の二人のうち、一人は、ライブドアの前進であるオン・ザ・エッジの時から上場後も 2003 年まで監査を担当していた。辞職後もライブドアのコンサルタントに関与し、後任のもう一人の監査人に指示や助言をしていた。

d. オリnpas

オリnpas株式会社は前身となる高千穂製作所が 1919 年に設立され、約 100 年にわたり医療・科学、映像事業を行っている企業である。2011 年 11 月に粉飾疑惑を究明しようとした英国人のマイケル・ウッドフォード元社長の解任騒動によって粉飾が発覚。約 15 年間の粉飾期間で、総額 1350 億円の粉飾を行っている。

オリnpasは、飛ばしと企業買収で損失の穴埋めをしていた。飛ばしとは、含み損が生じた資産を市場価格よりも高値で第三者に転売することによって損失を隠すことである。同社はまず外国銀行に預金し、外国銀行はこれを担保に海外ファンドに融資。このファンドが融資金でオリnpasの抱える不良資産を買い取る形で含み損を隠していた。計 4 ファンドに移した含み損は、国内 3 社の過剰に見積もった買収資金や投資助言会社への過剰報酬などで穴埋めしていた。

粉飾を行った動機として、同社はバブル崩壊後に行った投資の失敗により、1000 億円近い含み損を抱えるようになったため、2001 年に含み損の計上を義務付けた時価会計基準の導入により、含み損が表面化されるのを阻止したかったというものであった。

平成 27 年度マネジメント学部卒業論文概要

前社長と前副社長、元監査役の3人は、指南役だった投資関連会社社長らと共に、連結純資産額を416億～1178億円水増しした有価証券報告書を提出した。しかしながら、損失隠しを最初に行ったのは、菊川元社長らより先代の社長で、菊川元社長の就任時には損失を1000億円抱えた状態だった。

また、2009年3月期まで監査を担当していたあずさ監査法人から、M&Aによる問題点を指摘されながらも対応せずに、監査法人を新日本監査法人に変更していたことも明らかになっている。あずさ監査法人は、巨額な買収が行われていた2009年3月期の監査において、その買収の内容に意見し、幾度も当時の専務などと協議していた。その後オリンパスはあずさ監査法人との監査契約を解除した。しかし、問題となったのは2009年3月期の監査において、オリンパスの財務諸表の監査結果について「虚偽記載がなく妥当である」という意見を表明していたことである。これであずさ監査法人にも一定の責任があるとした。

東京地裁の判決によると、組織的な犯行であり、菊川元社長に懲役3年、執行猶予5年、森元副社長は懲役2年6か月、執行猶予4年、元監査役の山田秀雄被告は懲役3年執行猶予5年とした。

e. 東芝

株式会社東芝は、1875年に創業され、電力・社会インフラ事業、コミュニティ・ソリューション事業、ヘルスケア事業、電子デバイス事業、ライフスタイル事業など5つの事業を中心としている企業である。東芝については未だ不透明なことが多いが、2015年の2月に内部通報があり、同年4月にインフラ工事における会計処理疑惑が発覚し、5月には第三者委員会を立ち上げた。7月に調査結果を受け、代表取締役社長の社長田中氏は会見で謝罪している。その際に、田中氏や取締役、辞任を含め、多くの幹部を処分した。インフラ事業における不適切会計は約550億円だったが、半導体やPCの事業にもみられ、粉飾額は1518億円、更に3000億円台にも膨れ上がると報告された。8月には新経営体制を発表、9月に臨時株主総会が開始されたが、株主からの内部管理体制の不備や経営陣に責任を問う声が相次いだ。また、監査法人である新日本監査法人が不適切会計を見逃したという事実から、監査人への批判も相次いでいる。

東芝が粉飾を行った動機は2006年に起きたリーマンショックによる業績の悪化ではないかと考えられている。2006年の段階では、半導体主力商品は高い業績を上げていた。また、原発事業では、米国のプラントメーカー買収など、精力的に事業を拡大していた。しかし、リーマンショックによってこの主軸の二つの事業

だけでなく、家電も含めたほとんどの事業で業績が悪化し、結果として2500億円の赤字を出していた。

企業として信頼を失った東芝は再建に向け、リストラや株式を売却し、今年に入っては国内の白物家電売却や医療機器子会社の売却を視野に入れ、各企業と交渉を進めている。監査法人も2017年3月期より、不適切会計を見抜けず責任があるとされた新日本監査法人からあらた監査法人に変更されることが決定している。しかしながら、2016年3月期の連結最終赤字は6000億円超になる見通しであるとされている。東芝については今後も観察していくこととする。

2.2 事例の考察

以上粉飾事例5つについて取り上げた。カネボウの粉飾は長期間にわたる粉飾だったことが問題である。帆足氏が引き継いだ当時から多額の粉飾を抱えていたことから、粉飾が受け継がれていた。株主と企業を守るために粉飾をし続けていても発覚すれば更に被害を受けるのは明白だが、その場だけをやり過ごそうとした歴代の経営者には無責任さが見受けられる。もし明らかにしようとしても、粉飾を行うのが当たり前の組織風土の中では、粉飾を明らかにしようとする方が憚れるのだろうか。また、カネボウの主任監査人が12年間も担当していたという事実から、企業と監査人に必要以上のなれ合いが生じている。エンロンの事例でもそれは共通していえる。会計事務所のアンダーセンも、エンロンが行ったSPE取引について会計処理に深く関与していた。ライブドアでは、エンロンの粉飾を手本にするような手口で粉飾を行っている。オリンパスでは、あずさ監査法人がオリンパスの粉飾に疑問を持っていながらもそれを追及することができなかったことが問題である。東芝では、現監査人が粉飾を見抜けなかったことで、新しい監査人に変更することになっているが、契約を結んでいる監査人を変えるだけで今後粉飾がなくなるのかと考えると、甚だ疑問である。

事例を見ると、その特徴から2つに分類することができる。1つ目は伝統的企業型で、戦後の日本を支えてきた業界では有数な企業であり、比較的粉飾額と粉飾期間が長い企業である。粉飾期間が長いということは、その間会社のトップが変わっており、企業を守るために粉飾を行った動機にもつながる。粉飾の風土が組織的に根付いていたということがいえる。これは、カネボウ、オリンパス、東芝が挙げられる。2つ目はベンチャー型で、時代によって急成長した企業で、粉飾期間が比較的短いにも関わらず粉飾額が多く、手口が非常に巧妙だったことがいえる。これにはエンロン、ライブドアが該当するといえる。また、これら事例から

粉飾に至る要因には二つの側面があると考えられる。1つ目は、企業文化や組織風土から組織的倫理観の問題である。自分の利益目的の追及はともかく、企業や名誉を守るために粉飾を行うというのも不正行為であり、倫理観が欠如しているといえる。企業をけん引するはずである経営者が積極的に粉飾に手を染めただけでなく、粉飾の指示を部下にしたり、監査人が粉飾を知っていながらさらにその手助けをしたり、取締役会が粉飾に対して黙認することなど、株主に責任を負っている会社ではあってはならない。エンロンとライブドアの事件後、アメリカと日本それぞれでこの倫理観の欠如について重要視された。そこで、アメリカではエンロン事件の次年に、日本ではライブドア事件をうけ、それぞれでSOX法と日本版SOX法が制定されている。SOX法と日本版SOX法では内容は少し違うものの、その両方で企業の内部統制強化が図られている。しかしながら、内部統制が企業内部で完結できるもののため、企業自体が法令順守を目指すことができなければ倫理観の欠如の根本的な解決にはならないとも考えることができる。そのため、倫理観については本稿では論じないことにする。2つ目は、監査面の問題である。すべての事例において、公正な監査をするはずである監査人が本来の仕事をしていかなかった。その理由として挙げられるのは、単純な監査技術不足、またカネボウとオリンパスの事例で特に顕著だった企業と監査人の関係にあると思われる。監査を機能不全にしているのは何か、それを明らかにするために、次章では監査の概要と発展をたどりながら、監査とは誰のためのものかについて述べる。

第3章 監査概要と監査制度

3.1 監査の概要

監査とは、広辞苑によると、企業などの特定の行為、またはその行為を示す情報が適正か否かを、第三者が検証し報告することである。監査は、誰が何をどう行うかによって分類がある。監査対象だと、組織の行為や企業活動自体を監査対象にする会計監査と、会計業務以外の業務を対象にする業務監査がある。次に監査主体だと、監査を受ける企業の外部の者が監査をする外部監査と、内部の者が行う内部監査がある。外部監査は、公認会計士や監査法人等が行う監査であり、監査を受ける企業から独立した第三者によって行われる監査である。対して内部監査は、組織の内部に所属する監査人によって行われる監査である。株式会社における監査役監査については、どちらに分類するかは一部議論がなされているが、一般的には内部監査の分類に入るといわれている。最後に、監査目的については、強制監査と任意監査がある。強制監査とは、法定監査とも呼ばれ、法律に基づいて企業が受け

なければならない監査のことである。強制監査は、会社法と金融商品取引法でその企業を限定している。対して任意監査は、企業が任意で受ける監査である。その目的としての例は、銀行における信用目的であったり、別の企業との取引契約を結ぶ際の信用目的であったり、また企業が自ら経営管理上の問題について依頼することがある。

以下、主に公認会計士が企業に対して行う会計監査について歴史をたどる。歴史については、伊豫田, 松本, 林 [2013] PP34-43 と石田, 林, 岸 [2007] PP30-39 を参考にする。

3.2 監査発展の概略

(イギリス)

企業の会計報告に対する監査は、初めて監査の規定を取り入れた法律が1844年にイギリスで制定された。当時イギリスでは、18世紀から産業革命が進展し、それに伴った企業の大規模化と企業運営にかかわる巨額の資本を調達するために有限責任制の株式会社が設立された。しかし企業内での不正が続発し、株主をはじめとする利害関係者に多大な損害をあたえ、社会問題となった。こうした状況から株式会社による不正を未然に防止するために1844年に会社登記法が制定された。この会社法では、株主保護の観点から、取締役の会計帳簿作成を義務づけ、公正な貸借対照表を作成し、それを監査役に提出することと株主への開示を要求している。また、監査人の資格についてこの法律では「株主であること」を規定している。これは監査人は株主の代表であり、監査人は株主の立場から監査を行うことを意味している。しかし、この株主の代表である監査人が監査における専門的な知識を有しているわけではなかったために、1856年に改正された会社法ではこの資格を取り払い、監査は任意であるものとされた。このような中、1878年に、大手銀行が粉飾決算を行い経営破綻した。これに伴い株主は多大な損害を被ったことから、監査の重要性が再認識され、1879年会社法で、銀行に対して監査を強制的に行うこととし、1900年の会社法ではすべての会社に対して監査を強制的に行うこととした。

(アメリカ)

18世紀半ばごろのアメリカでも産業革命が進展していたが、国内の資金が不足していたために、その資本は主としてイギリスの投資者から得ていた。そこでイギリスから多額の資本とともに正しく資本が使用されているか確認するべく公認会計士が渡米した。しかし、当時のアメリカでは、法定監査を義務付ける法律がなかったため、監査を行うか否かは企業の経営者の意向にゆだね

平成 27 年度マネジメント学部卒業論文概要

られていた。その頃のアメリカの各州政府は、自州の経済的発展やそれにつながる企業誘致を目指し、企業に対して規制をきわめて緩和しようとしていた。そのため、イギリス流での財務諸表監査の実施が強制されることはなく、渡米してきた公認会計士が監査を行うことはなかった。そこで公認会計士は、経営者に代わり会計システムを作成するなど、経営者にとって有用なサービスを業務とするようになった。

19 世紀に入り、急激な経済成長を遂げると、自国で資金調達することが容易になったため、外国からの投資に依存せずに経営ができるようになった。資金調達の手段としては、銀行からの借入が一般的で、多くの企業が銀行と取引を行った。そのような中で、銀行は返済が困難になった企業によってたびたび損害を被った。そこで、将来の見込みがない企業と見込みがある企業を判別する材料として、担保となる財産（資産）がどの程度あるかどうかを示している貸借対照表の提出を要求し、その結果をもとに融資を行っていた。またそもそもこの貸借対照表は正しく記されているものでなければならず、それを証明する監査証明書付きのものを義務付けた。

その後、経済成長を続けながら、第 1 次世界大戦後の好況で投資ブームが起きた。証券市場が急速に発達し、証券投資が多く行われた。ところが、1929 年に株価の大暴落をはじめとする世界恐慌が起きたことによって投資家は甚大な被害を受けた。それとともに企業の信頼性を裏付ける会計と監査に対して見直しを求める声が高まった。ニューディール政策において経済は少しずつ回復したが、政府は世界恐慌の原因にもなった株価暴落に対して、証券市場を再建し、経済をより発達させることを目的として、1933 年に証券法が制定された。この法律では、証券の発行を規制するもので、企業が有価証券を発行する際には、独立した第三者である監査人によって監査を受けた財務諸表を 1934 年に設立された証券取引委員会（SEC=Securities and Exchange）に提出することを義務付けた。翌 1934 年に制定された証券取引所法は、証券の流通を規制するもので、企業が有価証券を流通させる際には、証券の登録や取引に関する情報を投資希望者や証券所持者に公開することを義務付けている。この法律によって、上場会社に投資者保護を目的とした、公認会計士による監査が義務付けられた。

2001 年 12 月に破綻したエンロンの巨額粉飾事件やその他企業の大規模粉飾事件により、経営者のモラルの低下と監査人における独立性のなさが明るみになり、投資家から市場への不信感が生まれ、企業における監査の見直しの声が高まった。そこで 2002 年 7 月に制定されたのが SOX 法（Public Company Accounting Reform and Investor Protection Act of 2002）である。この法

は、上記の粉飾事件の再発の防止と株式市場の信頼回復を図るといった目的のもとに制定されている。こうした流れを見ると、アメリカでも様々な変化はありながらも監査は現在では利害関係者保護目的だということがわかる。

（日本）

一方、日本における監査は 1899 年の商法で株式会社における監査役監査制度が先に確立されている。その後、監査役監査は幾度か改正されていったがその過程で、業務範囲の拡大と権限強化により、無機能化してしまっていたため、職業会計人の必要性が生まれた。1927 年の計理士法により、会計監査人の前進である計理士が生まれた。1948 年には、その存在意義と更なる専門的な職業会計人を作ろうという動きから、計理士法が撤廃され公認会計士法が制定、公認会計士が誕生した。同法には公認会計士の使命として、「監査及び会計の専門家として、独立した立場において、財務書類その他の財務に関する情報の信頼性を確保することにより、会社等の公正な事業活動、投資者及び債権者の保護等を図り、もつて国民経済の健全な発展に寄与すること」（第 1 条）その職責について、「常に品位を保持し、その知識及び性能の修得に努め、公正かつ誠実にその業務を行わなければならない」（第 1 条の 2）としている。

こうした日本での監査発展は、イギリスとアメリカ同様、利害関係者保護目的として現在まで発展してきたことがわかる。しかし事例では監査人は利害関係者保護という目的というよりも、自分の利益や企業のために粉飾の手助け等をしている。では、監査人はどうあるべきなのかと、監査人の独立性と会計監査についてみていく。

3.4 監査人の独立性

〈監査人の独立性における規定〉

公認会計士法の公認会計士の使命に、「独立した立場において」という言葉があるが、この独立性に関して同法では 2 つを挙げている。実質的独立性と外観的独立性である。実質的独立性は、公平普遍性とも呼ばれており、仮に、監査人が経済的利益の供与を得ていたとしても、独立性を保持すべきことを求めている。外観的独立性は、監査人が外観から独立していることを判断できるようにするものである。監査人における独立性においては、こちらのほうが重要視されている。その理由として、盛田、蟹江、長吉 [2013] では、

- ① 外観的独立性は、実質的独立性とは違い、法や規則等によって規制することができる
- ② 監査人が実質的独立性を有していたとしても、外観的独立性

がなければ利害関係者に誤解や疑いをもたれる可能性がある

③ 外観的独立性は実質的独立性の概念を支えているため、外観的独立性がなければ実質的独立性が失われる可能性がある

と述べている。このように、外観的独立性がなければ監査人の独立性は成立しない。このことから外観的独立性を保持することは監査人にあたり必須条件とされている。

〈法定監査についての規定〉

金融商品取引法では、その第 1 条で、「有価証券の発行及び売買その他の取引を公正にして有価証券の流通を円滑にし、投資者を保護することにより国民経済の発展に寄与することを目的とする」と述べられており、その具体的な手段として監査がある。経営者は会社の経営内容に関する情報を提供、監査人に監査証明をしてもらい、それを利害関係者に開示する仕組みである。証券取引所に上場している企業は、財務諸表監査において、特別の利害関係¹のない公認会計士または監査法人の監査証明を受けることが規定されている。対象となる企業は、①有価証券の募集などに際して、有価証券届出書を内閣総理大臣に提出する会社、②証券流通市場保護のため有価証券報告書または半期報告書を内閣総理大臣に提出する会社である。その際の監査人選任については同法では規定がなく、経営者（取締役会または代表取締役）がこれらの決定権を有している。

一方会社法では大会社について、監査人を置かなければならないと規定されている。（同法 328 条 1 項）この大会社とは、最終事業年度の資本金額が 5 億円以上、または最終事業年度にかかる負債額が 200 億円以上の株式会社のことをいう。監査人は、株式会社の計算書類およびその附属明細書唐の連結計算書類を監査する。会社法では監査人の独立性のために、欠格条項を定めている。また、監査人の報酬決定は過半数の監査役の同意を得ることができれば定めることができる。選任について、以前は監査役の過半数の同意が要件とされていたが、その後平成 26 年の改正で、監査役等が決定権を有するという位置づけになっており、監査役の権限が増した結果となる。監査報酬に関しては改正されることはなかった。

以上で見てきた、現在の日本の制度は企業の粉飾を防ぐために、監査人の独立性や監査による規定では二重で規定している。しかしながら粉飾を抑制するには至っていない。ここで注目したのは、監査人と企業との関係である。会社法では監査役が監査人の選任権を有しているが、監査役会自体の機能が不全している場

合に、公正に監査人を選任するとはいえない。金融商品取引法については、監査人の選任については規定されておらず経営者や取締役会に一任されている。監査を受ける側が監査をする側を選任することははたして正しいことなのか。また監査人の外観的独立性に反しているのではないのか、粉飾を抑止することができない理由を生じさせるのではないかと考える。エンロンの巨額粉飾事件から監査人の独立性のなさが明るみになったことで、独立性強化のために措置はとられている²が、粉飾を発見していても監査契約を打ち切られてしまったオリンパスの事例のように公正な立場で監査する監査人が企業よりも弱い立場であるという、その答えが現在の企業と監査人との関係性にあるのではないだろうか。次に監査報酬がどのように決定されているのか見ていく。

3.3 監査報酬制度

日本における監査報酬制度については、監査人・監査報酬問題研究会 [2012] を参考にする。

1948 年に公認会計士が誕生し、その 3 年後の 1951 年に初年度監査が始まったが、当初は監査人である公認会計士も、また企業にしても監査報酬の水準がわからなかったため、1949 年に任意団体として発足していた日本公認会計士協会が経団連と協議し、1957 年に標準監査報酬制度が開始した。企業と監査人は、この標準監査報酬規程を一般的水準として参考にし、当事者間協議によって監査報酬を決定していた。その後、日本公認会計士協会が特殊法人化されるにあたり、公認会計士法で、会員の受ける報酬に関する標準を示す規定をおくことを定められた。この規定により、同協会は法的な行使力を持つ標準報酬規程を定めることになった。その後標準報酬規程は、数年間にわたり改称されながら 1973 年に「法定監査の標準報酬規程」となり、以後 2003 年まで、監査報酬は法定監査の標準報酬規程を基準に計算された。

監査報酬は、基本報酬に執務報酬を加え算出され、およそ 20 年間会社と監査人が監査契約を結ぶ上で利用されてきた。しかし、公認会計士審査会・監査制度小委員会[2000]は監査報酬のあり方に対して、「監査報酬は、適正な監査日数と適正な費用を見積もった上で当事者間の協議で決定されるべきものと考えられ、標準監査報酬制度についてはこれを廃止すべきと考えられる。」と述べている。また、廃止後の対応として、「(中略) 監査に関する情報を何らかの方法で開示することを検討する必要があると考えられる。」とも述べている。標準監査報酬規程の主な問題点は、基本報酬においては東証一部上場会社と二部、その他と分類の範囲が広

²公認会計士法 15 年改正で、大会社に対して監査人の独立性強化の措置がとられている。①監査証明業務と非監査証明業務の同時提供禁止②単独監

査の禁止…監査証明業務を行うとき、他の公認会計士等お共同や補助として使用しなければならないという規定。（同法 24 条の 4）③ローテーション制…継続的監査の制限。

すぎた点と、執務報酬においては、執務時間にかかわらず 1 日単位での報酬規程だったことである。監査は、標準監査報酬規程に定められることなく、監査の実務に応じてそれに見合った対価として支払われるべきという考えから、2003 年に標準監査報酬規程は廃止された。それに合わせて、2004 年以降 3 月期以降に提出される有価証券報告書に、監査報酬の内容が記載されるようになった。その後も日本公認会計士協会では、監査報酬の算定基準や報告書を公表している。

つまり、日本での監査報酬制度は、会計監査が始まった当初は標準監査報酬を参考に当事者協議で決定し、次の段階では標準報酬監査規定から報酬を算出、そして現在では再度当事者間協議で決定されていることがわかる。こうした関係性は企業側からすればより低い監査報酬を望み、監査人側はできれば高い報酬額を望みながらも企業に選任されなければ監査を行うことができないという状況が生まれる。粉飾を行っている企業ならば監査の質が低い（粉飾の事実が発覚しにくい）監査人を選ぶ要因になる。

これまでの関係性を整理すると、会計監査において監査人は、被監査側である企業から選任され、報酬額を協議で決め、それを受け取っている。これでは、第三者の立場で公正に利害関係者保護のために行うことができるとは考えられない上、外観的独立性を保たれているのか疑問である。この関係性がある以上、企業と監査人におけるなれ合いや癒着の疑いは根絶できないと考える。監査人のジレンマを解消するには、監査人選任および報酬決定権を企業から切り離す必要がある。

第 4 章 監査人独立性確保に向けて

4.1 先行研究

監査人が企業から選任され監査を行う現在の関係性は、問題であると感じた。しかしすでにこの監査人と企業との関係性において意見を述べている研究者たちがいる。

(図表—2) 先行研究の内容

先行研究	主張の要旨
今井宏 (1954)	会計監査担当者の選任を株主総会の決議事項とするのがより合理的であるとして、株主総会に選任される場合には当然に監査人の独立性を確保するものではない。したがって、監査人の選任権をむしろ株主総会から会社外の公的機関に移すのでないかぎり、株主総会における不当な任免を阻止すべき何らかの補強措置をとらざるを得ない。
秋田銀一 (1965)	会計士協会が監査契約を締結し、協会の全監査契約を経済団体と契約し、協会が選任会計士を選定して監査を担当させるという制度を樹立するなら、会計士の資質は向上する。
本城初治 (1965)	独立性堅持のための方策として、必要な限度に法律を改正し、公認会計士協会を特殊法人として証券取引法に基づく国内の上場会社の監査業務を一括に引き受けるという具体策を提示する。
森田源一郎・太田哲三 (1965)	公認会計士協会が監査契約を行って監査人を協会から派遣することにした場合の問題点は、監査の失敗の責任、監査人の選任方法、未知の監査人に職務事項を譲らず被監査会社の立場、監査が官僚的色彩を帯びる可能性などである。
Carey, J.L. (1965)	完全な独立性とは、監査人がクライアントから報酬を受け取らないことを必要とする指摘される。ほかけた結論だが、唯一の実行可能なほかに取り得る方法は、監査人を公的な被用者にするところである。
近澤弘治 (1967)	企業は多くの異なる利害関係者へ企業の会計結果を報告する義務があり、監査人は資本出資者のみならず多くの利害関係者の利害を調整するための審判員的位置に立つと考えられる場合には、利害関係者の中から選ばれた代表者に中立公正の判断の場立つ学識経験者を含めたものをもって公正な委員形式により監査人を選任すべきである。また、監査料も、監査依頼会社ないし被監査会社からこの委員会に対して支出しプールされた監査基金をもって支弁されるのが妥当である。
Goldman, A. and B. Barlev (1974)	監査の役割における構造的な非対称性を是正するための解決策は、監査人を公的な被用者にし、被監査会社と監査人との間の関係を断つことである。問題は、監査人の報酬が自由交渉によらず何らかの官僚主義的なプロセスで決定される可能性である。このおかげで監査が政府によって提供されるサービスとなる。また、専門的職業の性質を大きく変質させることである。しかし、そのような問題を軽減する制度を構築し、監査人を公的な被用者にするのを検討する意義がある。
Gavaldà, Ch. (1975)	会計監査人は、行政機関により、または証券取引委員会により、あるいは商事登記委員会によって選任されるべきである。監査報酬を官公庁ないし利害関係者の団体より一部負担、職業団体などを通じて報酬の一部プールなどの提案は実現可能である。
高田正淳 (1979)	監査人の選任は、監査の本質からいって、利害関係者側が行うのが本筋である。監査依頼人は本来利害関係者であり、被監査会社は便宜的な監査依頼人である。被監査会社の影響を避けるための改善策には、①監査人の選任を完全に被監査会社から分離する、国家選任方式、利害関係者代表選任方式、および公認会計士協会による選任方式、②最高経営者による監査人の選任を社内設定された率制的な機関によって統制する方式である。取締役選任方式、および監査委員会ないし監査役による選任方式がある（同書ではそれぞれ方式の問題点が指摘されている。）監査報酬を官公庁ないし利害関係者の団体より一部負担、職業団体などを通じて報酬の一部プールなどの提案は実現可能である。
Lee, T. (1986)	監査契約をめぐる取締役会の権限を縮小するために、例えば、①貿易産業省のような政府機関または国家監査審議会を設けて、これらの機関が監査契約に責任をもち報酬額を決定し、②監査報酬は企業に対する課税システムとして政府機関により支払うという考え方があり、当該システムは、実行するのが困難かつコストがかかることである。
Moizer, P. (1997)	Lee, T. (1986)と同様
鳥羽至英・川北博ほか (2001)	法定監査については、企業が法定監査料を第三者機関に支払い、第三者機関が監査人として特定の会計プロフェッショナルを選任し、企業に派遣するという方式も考えられないわけではない。しかし、この方式では、監査人と依頼人との間で監査の実施にかかる協力関係を十分に醸成することが難しい。したがって、監査を受ける企業側の監査人選任の権利が根拠となつて自由契約方式が採用されている。当該方式で要請される監査人の独立性は絶対的な意味での独立性ではなく、自由契約主義を前提にした上での監査人の独立性という意味において相対的なものである。
Mayhew, B.W. and J.E. Pike (2004)	投資家か、あるいは経営者以外の者に、有意義な監査人の選任権を与えるような制度を構築すれば、監査人の独立性は大きく向上する。

朴大栄 [2014] 図表 8-1 監査人の選任・報酬支払形態にかかわる先行研究

PP188 - 189 より

これらを分類すると、主に①利害関係者が監査人選任権と報酬権をもつこと②第三者機関が監査人選任権と報酬権をもつこと③否定的な意見に分かれる。

1. 利害関係者の場合

実際に企業と利害関係にあるものなら正当な監査人を選任できるという考え方である。図表では、主に学識有識者を含めた者の委員会で監査人選任するというものと、投資家が選任するもの、内部機関が牽制するものがある。

2. 第三者機関の場合

監査人を公的な被用者にするために、第三者を介入させる考え方である。公認会計士協会を特殊法人化して監査契約を行うもの、行政機関（例えば国家監査審議会や政府機関）に介入させるものがある。なお、公認会計士協会においては既に 1966 年に特殊法人化され、2004 年の公認会計士法改正に基づき特殊民間法人になっている。また同法改正では金融庁に属する公認会計士・監査審査会が設立されている。

3. 否定的な意見

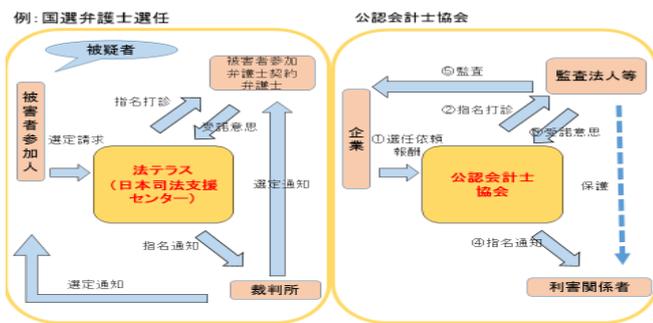
企業と監査人の間に 1 と 2 が介入することに否定的なものがある。行政機関実行が実行困難でありコストがあるというものと、他社に選任されると企業と監査人が協力関係を結べないことなどが挙げられている。

4.2 公認会計士協会による監査人選任

先行研究を考察すると、ここで求められているのは、外観的独立性を確保するために、企業と監査人の間に誰がどの立場で入るかということである。1は損害を被る者がそれを防ぐために監査人を選任するものであるから、理にかなっており、外観的独立性も確保することができる。監査報酬の面でも、利害関係者は損害を被るのを嫌がり大きくなる傾向になると思われる。監査人も報酬を受けモチベーションが上がり、本来の利害関係者保護目的の監査ができる。しかし、選任において多数決になってしまうこと、株主が変更すること、学識有識者の委員会だと学識有識者とそうでない者の線引きが難しい。また利害関係者から監査人に報酬を払うのが望ましいが、企業も何らかの形で責任を負わなければならないと考える。1は実現可能性は高いものではあるが、運用が困難であると思われる。2の場合だと、公的機関を新設するのはコストがかかる。金融庁では公認会計士・監査審査会という公認会計士協会を監視する立場である機関があるので、金融庁には新設できない。報酬面では先行研究でも述べられているように、企業に対する課税システムとして支払うことができる。公認会計士協会が選任権を持つことに対して否定的な意見が1965年で述べられているが、現在特殊民間法人である公認会計士協会であれば官僚的色彩を帯びることなく、また公認会計士においても知識を有しているので公正な判断ができるのではないかと考える。

以上を考慮して、一番コストが低かつ実現可能性が高いと思われるのは公認会計士協会における監査選任であると考えられる。仮に、被害者参加人国選弁護士が選任される仕組みを参考にすると、以下ようになる。被監査側である企業は選任を協会に依頼し、協会が監査人を選任するという仕組みである。これが監査人が独立性を保ちながら監査を行うことができる最も理想的な関係性であると私は考える。

(図表—3) 企業と監査人の関係性提案図



http://www.houterasu.or.jp/higaihashien/trouble_ichiran/20081127_3.html を参考に筆者作成

粉飾を抑止するためには監査人選任に第三者が介入することを提案する。しかしながら、第三者が企業と監査人の間に介入することについての問題点もいくつか指摘されている。この関係性を作るためには、会社法や金商法等の法律改正が求められるなど、慎重な制度設計が求められる。

おわりに

粉飾を行うことは悪いことである。なぜ企業がしてしまうのか、監査人が関与するのか初めは疑問で研究を進めてきたが、企業側は自分の利益や企業が大きい企業であればあるほど損失が発覚したときの影響を考え粉飾を行ってしまうと知った。また監査人が関与してしまう点においては、企業に選任されるという受け身の状態から、なれ合いが生じたり粉飾を発見しても言えないという現状があるということを知った。しかしながら、粉飾を早期に発見することは、利害関係者保護はもちろん、企業を守ることもつながる。そもそも企業が不正を働くことなく公正な企業活動を行い、真実性のある情報を利害関係者に開示することが理想的であるが、それは難しい。監査人が主体性を持ちながら監査を行える環境があることが望ましい。

参考文献

- [2008] 『広辞苑第六版』 岩波書店
- 柴田英樹[2012] 『オリンパスの粉飾は何故、発見されなかったか』 弘前大学人文社会論叢 社会科学篇. 27, 2012, p. 85-101
<http://hdl.handle.net/10129/4598>
- 柴田英樹[2007] 『粉飾の監査風土——なぜ、粉飾決算はなくなるのか』 株式会社プログレブ
- 奥村宏[2002] 『エンロンの衝撃——株式会社の危機』 NIT 出版株式会社
- 奥村宏[2006] 『粉飾資本主義 エンロンとライブドア』 東洋経済新報社
- 井端和男[2015] 『最近の粉飾—その実態と発見法— 第6版』 税務計理協会
- 遠藤博志/小宮山賢/逆瀬重郎/多賀谷充/橋本尚[2015] 『戦後企業会計史』 中央経済社
- 蟹江章/高原利栄子/藤岡英[2009. 8. 15] 『わしづかみシリーズ 監査論を学ぶ』 株式会社税務経理協会
- 黒木亮[2002] 『虚栄の黒船 小説エンロン』 株式会社プレジデント社
- 岸見勇美[2006] 『ザ・監査法人 粉飾決算と戦った男たち』 株式会社光人社
- 古田清和[2003] 『会計リスク・・・マネジメント』 同文館出版株式会社
- 長吉眞一・異島須賀子[2005] 『監査入門セミナー』 株式会社創成社
- 長吉眞一・伊藤龍峰・北山久恵・井上善弘・異島須賀子[2014] 『監査入門』 中央経済社

平成 27 年度マネジメント学部卒業論文概要

- 長吉眞一[2014]『監査基準論（第3版）』（株中央経済社）
- 伊豫田隆俊・松本祥尚・林隆敏[2013]『ベーシック監査論（六訂版）』同文館出版株式会社
- 石田三郎・林隆敏・岸牧人[2007]『監査論の基礎』東京経済情報出版
- 盛田良久・蟹江章・長吉眞一[2013]『スタンダードテキスト監査論（第3版）』（株中央経済社）
- 朴大栄[2003]『監査法人の独立性と組織ガバナンス』同文館出版
- 監査人・監査報酬問題研究会[2012]『わが国監査報酬の実態と課題』日本公認会計士協会出版局
- 公認会計士審査会・監査制度小委員会[2000]『監査制度を巡る問題点と改革の方向～公認会計士監査の信頼の向上に向けて～』
http://www.fsa.go.jp/p_mof/kaikeisi/1a1001f6a.htm
- みずほ総合研究所[2002]『みずほレポート エンロン事件の概要と米国の制度改革』02-19M
- 高橋真弓[2015]『会計監査人の独立性——監査人の報酬等に係る規律を中心に』法律時報 2015年3月号第87巻 PP12-17
- 北村美穂[2012]『粉飾抑止とガバナンス～なぜ粉飾は絶えないのか～』高知工科大学 学士論文
- 日本司法支援センターHP
http://www.houterasu.or.jp/higaishashien/trouble_ichiran/20081127_3.html